

「生活・学習 Act サミット」の取組

令和5年度テーマ

「旭川市いじめ防止対策推進条例を踏まえた児童生徒の取組等について」

今年度のサミットは、7月26日に開催し、令和5年6月30日に施行された、旭川市いじめ防止対策推進条例を踏まえた児童生徒の取組等について、旭川市内の中学生62名が、弁護士やスクールソーシャルワーカー、心理士、小中学校長など10名の専門的な見地を有する方々から助言を得ながら、話し合いました。



サミットの開催に当たり、事前に各学校の生徒会役員以外の生徒から、自分たちができる取組についての意見が集約されており、当日の協議では、はじめに、各校の生徒会役員が自校や各校のよいと思う取組について交流しました。次に、旭川市いじめ防止対策推進条例について講師から説明を受けた後、「互いに思いやりをもって接する」「いじめは行ってはならないことを理解する」「いじめを受けたときは相談する」という視点に沿って自校や各校の取組を分類し、協議することで、児童生徒ができる旭川市いじめ防止対策推進条例を踏まえた取組について考えを深めました。

サミットの最後には、生徒から、『いじめを受けたときは相談する』という視点の取組が少ないと感じた。学校で取り組む際の参考としたい。」「いじめ撲滅集会など、行事のような取組も大切だが、日常的に取り組むことができる内容について、今後考えていきたい。」「これからの生徒会の取組に生かしていきたい。」等の意見が出されました。



「生活・学習 Act サミット」とは

「生活・学習 Act サミット」は、児童生徒のよりよい生活や学習の在り方について協議し、今後の生徒会の取組に生かすことを目的として平成28年度から開催されており、令和5年度で8回目の実施となりました。

旭川市内27の中学校の生徒と教員で構成する旭川市中学校連盟生活部との共催で行われ、生徒会役員を中心とする生徒が集まり、身近な課題や問題について、保護者代表や教育関係者、弁護士等の専門家の方々の意見を参考にしながら、協議を行っています。

これまでには、「スマートフォンやゲーム機などのメディアとの関わり方」や「いじめの未然防止に向けた取組」などについて話し合い、各中学校の取組の充実や、校区の小学校とも連携した取組が行われています。令和2年度には、本サミットでの提案を契機として、全小・中学校において、医療に携わっている方々への応援メッセージの作成や、新型コロナウイルス感染症の感染者等への差別を許さない意思を表示する「シトラスリボン運動」が行われるなど、全市的な取組に発展しました。